

## 酒類販売業免許等申請書類一覧表

CC1-5104-2

必要書類	免許等区分										
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	
	一般酒類小売業 免許の申請	a及びc~i以外 の申請等	法人成り等、全 酒類卸売業者の 分離分割又は営 業譲受けの申請	通信販売酒類小 売業免許及び特 殊酒類小売業免 許の申請	期限付酒類卸 売・小売業免許 の申請	免許条件の緩和・解除申出 (酒類の範囲)	免許条件の緩和・解除申出 (f以外)	販売場の移転許 可申請	相続の申告	免許の取消申請	酒類販売代理業 (媒介業) 免許 申請
既存の酒類販売業者の販売業免許についての書類			○								
法人成り等(注2)についての契約その他その内容が明らかとなる書類の写し			○								
販売場を設置しようとする場所、販売する酒類を説明した書類				○	○						
添付書類(注1)											
戸籍謄本又は戸籍抄本									○		
他の相続人の意思表示等									○		
印鑑証明書										○	
その他税務署長が必要と認めた書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請書等チェック表	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
	CC1-5104-2(1)	CC1-5104-2(2)	CC1-5104-2(3)	CC1-5104-2(4)	CC1-5104-2(5)			CC1-5104-2(7)	CC1-5104-2(8)		CC1-5104-2(9)

- (注) 1 次業及び添付書類は、場合によって省略することができる書類があるので、詳細は各申請書等チェック表(取消申請を除く)を参照する。  
 2 法人成り等とは、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第9条第1項関係の14《法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い》に定めるものをいう。  
 3 全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許への免許条件の緩和・解除申出以外の場合は、次業4(収支の見込み)は要しない。